

新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料減免のお知らせ

【保険料の減免の対象となる方】

6月11日(木)から受付を開始します

① 保険料が全額免除される場合

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

② 保険料の一部が減額される場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の(1)～(3)の全てに該当する方

<保険料が一部減額される具体的な要件>

世帯の主たる生計維持者について

- 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること(介護保険の場合は除く)
- 収入の減少が見込まれない種類の所得の合計額について、令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

【保険料の減免額について】

減免対象の保険料額 (A×B/C) に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。

◆ 減免対象の保険料額(A×B/C)

国民健康保険	後期高齢者医療制度	介護保険
A: 世帯の被保険者全員について算定した保険料額(※)	A: 被保険者(75歳以上)の保険料額(※)	A: 第1号被保険者(65歳以上)の保険料額(※)
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額		
C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額		C: 主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

※対象となる保険料：平成31年度保険料額(令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの)及び令和2年度保険料額

◆ 合計所得金額に応じた減免割合 (D)

国民健康保険・後期高齢者医療制度		介護保険	
前年の所得の合計額	割合	前年の所得の合計額	割合
300万円以下の場合	全部(10分の10)	200万円以下の場合	全部(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8	200万円を超える場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6		
750万円以下の場合	10分の4		
1,000万円以下の場合	10分の2		

【申請方法】

- 申請前に、保険料の通知書を確認の上、各担当部署まで電話でお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- 受付は、コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送とさせていただきます。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【担当】 小樽市 医療保険部 電話(代表) 0134-32-4111

- ・国民健康保険について…… 国保年金課 保険係 (内線) 289～291 (FAX) 0134-24-6168
- ・後期高齢者医療について… 後期高齢・福祉医療課 後期高齢者医療係 (内線) 312 (FAX) 0134-25-0120
- ・介護保険について…………… 介護保険課 保険係 (内線) 454 (FAX) 0134-27-6711